

環廃産発第 050401001 号  
平成 17 年 4 月 1 日

各都道府県・政令市産業廃棄物担当部（局）長 殿

環境省大臣官房  
廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に  
基づく届出制度と電気事業法に基づく届出制度の連携について

ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策の推進につきましては、日頃よりご尽力賜りありがとうございます。

さて、標記につきまして、平成 14 年 10 月 31 日付け環廃産第 662 号当職通知により、両制度間の連携を図ってきたところですが、今般、鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 94 号）の施行に伴い、平成 17 年 4 月 1 日より、経済産業局長が有している産業保安に係る権限が産業保安監督部長（産業保安監督部の支部長、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長及び那覇産業保安監督事務所長を含む。以下同じ。）に移管されたことから、今後は、産業保安監督部等と各都道府県・政令市との間で情報を共有し、両制度間の連携を図ることといたします。

つきましては、電気事業法に基づく届出情報を入手しようとする場合には別紙様式を参考に産業保安監督部等に情報の提供を求めるとともに、別添平成 17 年 4 月 1 日付け平成 17・02・14 原院第 4 号の内規により、産業保安監督部等から PCB 特別措置法に係る情報の提供を求められた場合には、速やかに提供されますようお願いいたします。

なお、平成 16 年経済産業省告示第 67 号により、電気事業法に基づく届出対象となる電気工作物が拡充されていること、また、本通知と同様の趣旨で経済産業省原子力安全・保安院長から産業保安監督部長等あてに通知されていることを申し添えます。

(別紙様式)

番 号

年月日

〇〇産業保安監督部長 殿  
(〇〇支部長、〇〇署長、〇〇所長)

〇〇知事・市長

電気事業法電気関係報告規則に基づくPCB電気工作物の届出に係る  
情報の提供の依頼について

本都道府県・市におけるPCBを絶縁油に使用する電気工作物（以下「PCB電気工作物」という。）の設置状況について把握するため、PCB電気工作物に関し、電気事業法電気関係報告規則に基づき貴部（支部・署・所）へ報告された内容について提供を依頼します。